

一審判決との比較

	各労働条件	契約社員Bに支給しない労働条件の相違	原審の判断	控訴審の判断
0	比較対象となる正社員		全正社員(約600名)	売店業務に従事している正社員
1	本給	差額年382,980円(勤続6年目) ～588,344円(勤続12年目) ※一審原告後呂の場合	不合理とはいえない	不合理とはいえない
2	資格手当	差額年36,000円(勤続10年目以降)	不合理とはいえない	不合理とはいえない
3	住宅手当	差額年110,400円	不合理とはいえない	不合理である
4	残業手当	割増率の差 (正規27%～35%、契約B25%増)	不合理である	不合理である
5	賞与	差額年896,000円(6年目)～1,032,500円 (12年目) ※一審原告後呂の場合	不合理とはいえない	不合理とはいえない
		正規と同じ計算方法(夏冬各2か月分+17万円～2か月分+176,000円)		不合理とはいえない
6	褒賞	勤続10年で3万円、退職時5万円を 契約社員Bに支給しないこと	不合理とはいえない	不合理である
7	退職金	1,451,680円(勤続7年7か月) ※瀬沼 ～2,461,000円(勤続10年8か月) ※疋田 を支給しないこと	不合理とはいえない	支給基準で計算した場合 の4分の1すら認めないこと は不合理である
8	慰謝料	請求期間1年につき50万円、 退職者は+100万円	認められない	認められない

※ いずれも労契法20条施行日以降